

西宮市病院事業経営審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市病院事業経営審議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第6条の規定に基づき、西宮市病院事業経営審議会の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から10分前まで行うものとする。ただし、傍聴を希望する者が第3項に規定する定員を超えないときは、会議開始時刻まで行うものとする。

2 傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号等を記入しなければならない。

3 傍聴者の定員は、会場の規模等を勘案して、会議の円滑な運営ができる範囲内で定めるものとする。

4 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(撮影又は録音等の禁止)

第3条 傍聴者は、会場内において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(傍聴者の退場)

第4条 傍聴者は、運営要綱第3条第1項ただし書の規定により会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に退場するよう命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

(報道関係者の取扱い)

第5条 報道関係者は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用する第3条の規定にかかわらず、報道関係者は、あらかじめ会長に申し出、その許可を得た場合は、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成28年6月14日より施行する。